

## 第2次

# 南あわじ市配偶者等暴力（DV）対策基本計画



令和3年3月

南あわじ市

# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の目的	1
2	定義	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の期間	2

## 第2章 計画策定の背景

1	国の状況	3
2	兵庫県の状況	3
3	南あわじ市の状況	4
4	第1次DV計画の取り組みと課題	5

## 第3章 第2次DV計画の考え

1	基本理念	8
2	基本目標	8
3	計画の体系	9

## 第4章 第2次DV計画の内容

1	基本目標1 DVのない社会づくり	10
2	基本目標2 相談機能の充実	12
3	基本目標3 被害者の安全確保	14
4	基本目標4 被害者の自立支援と生活再建の支援	15
5	基本目標5 推進体制の充実	18
6	計画の進行管理	19

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪であり、重大な人権侵害です。DVは被害者の心身のみでなく、その家庭で育つ子どもの心身の成長と人格形成にも深刻な影響を与える児童虐待ともなる行為であり、これらは決して許されるものではありません。

DVは、そのほとんどが家庭内で行われるため、潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化・長期化しやすいという特性があります。

被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会基本法が目指す、「男女が社会の対等な構成員とし、自らの意思で社会活動に参加する機会が確保され、均等に利益を享受し、共に責任を担うべきである」という男女共同参画社会実現の妨げとなっています。こうしたDV被害をなくし、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取り組みが必要です。

本市では、平成28年に「南あわじ市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、潜在化するDV被害者支援のため、既存体制のさらなる充実を図り、DV防止に向けた教育・啓発に重点をおいて取り組んできましたが、令和2年度で計画の期間が終了するため、これまでの取り組みや課題を検証し、引き続きDV対策を推進するため「第2次南あわじ市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」（以下「第2次DV計画」という。）として改定を行うものです。

## 2 定義

本計画におけるDVとは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に規定する配偶者（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の拠点を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力を対象としています。

## 3 計画の位置づけ

本計画はDV防止法第2条の3第3項に基づく計画であり、第2次南あわじ市男女共同参画計画の「基本目標4 安心して暮らせる社会づくり」のうち、「基本施策（2）暴力根絶と人権の尊重のための取り組みを進めよう」に位置づけます。

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、計画の期間中に法律及び国の基本方針並びに「第2次南あわじ市男女共同参画計画」が見直された場合、または新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

(参考) DVの形態

<p style="text-align: center;"><b>◆身体的暴力◆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手拳で殴る</li> <li>○平手で打つ</li> <li>○殴る。蹴る。小突く</li> <li>○殴るふりをする</li> <li>○包丁を突きつける</li> <li>○物を投げる</li> <li>○髪を引っ張り、引きずり回す</li> <li>○タバコの火を押しつける</li> <li>○首を絞める</li> <li>○階段から突き落とす</li> <li>○怪我をしているのに病院に行かせない</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>◆精神的暴力◆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○何でも従えと言う</li> <li>○発言権を与えない</li> <li>○交友関係や電話の内容を細かく監視</li> <li>○外出を禁止する</li> <li>○何を言っても無視</li> <li>○人前で侮辱する</li> <li>○大事な物を捨てる、壊す</li> <li>○怒鳴りつける</li> <li>○嫌みを言う</li> <li>○「誰のおかげで食えるんだ」と見下す</li> <li>○「別れたら自殺する」と脅す</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>◆性的暴力◆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○暴力的な性行為</li> <li>○避妊に協力しない</li> <li>○中絶の強要</li> <li>○意思に反した性行為の強要</li> <li>○見たくないのにポルノビデオを見せる</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>◆経済的暴力◆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活費を渡さない</li> <li>○外で働くことを妨害する</li> <li>○家計を厳しく管理する</li> <li>○家庭の収入を何も教えない上に使わせない</li> <li>○借金を負わせる</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>◆社会的暴力◆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活や人間関係、行動に対して無視したり制限をしたりする</li> <li>○実家や友人との付き合いについて制限し独占しようとする</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>◆子どもを利用した暴力◆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの前で暴力をふるう（面前DV）</li> <li>○子どもに暴力を加えたり、暴力を見せる</li> <li>○「子どもに危害を加える」と言って脅す</li> </ul>

## 第2章 計画策定の背景

### 1 国の状況

平成13年にDV防止法が成立し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国や地方公共団体の責務として位置付けられました。

平成16年の改正では、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務付けられ、さらに、平成19年の改正では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定が努力義務に位置付けられました。平成25年の改正では、保護される対象者が拡大されました。3度の法改正により、被害者の保護及び自立支援に向けた相談援助体制が整備されてきました。

国は、県に対して、被害者支援の中核としての役割を果たすことを期待する一方、市町村に対しては、被害者にもっとも身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に対する情報提供、自立に向けた継続的な支援の実施などの基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

内閣府男女共同参画局によると、令和2年度の相談件数は、令和2年11月時点で過去最多に達しており、新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛になり、加害者と同じ空間で時間を過ごすことが増えたのが原因と推測されています。

従来のDV相談ナビに加え、新たにDV相談+（プラス）事業を開始し、被害者への相談体制拡充がされています。

### 2 兵庫県の状況

平成18年4月に、被害者の安全を確保するとともに被害者が自らの意思で生活基盤を回復するよう支援することを基本とした「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」(以下「兵庫県DV計画」という。)を策定し、平成20年1月のDV防止法改正と国の基本方針の改定を踏まえ、平成21年4月に兵庫県DV計画を改定(第2期計画)しました。平成26年4月には計画名称を「兵庫県DV防止・被害者保護計画(第3期計画)」に改め、平成31年4月からは第4期計画がスタートしています。

第4期計画では、施策の基本的方向に「DV防止に向けた啓発・教育の推進」、「市町のDV対策の促進」、「相談体制の充実」、「緊急時の安全確保」、「自立支援の推進」、「専門人材の育成と関係機関との連携強化等」の6つを掲げ、配偶者等からの暴力のない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指して、積極的な取り組みが推進されています。

### 3 南あわじ市の状況

平成27年度から令和元年度までの5年間で、南あわじ市でのDV相談件数は57件で、毎年概ね10件前後の相談がありました。その内、平成28年度に一時保護が2件ありました。母子生活支援施設への入所や自主的避難により、加害者からの離別に至ったケースもあります。

具体的なケースでは、「子どものため」「家のため」と、我慢を重ねていたケースが存在し、経済的な理由や避難生活への不安から加害者との同居を続けるケースも少なくありません。長期間DVを受けていた影響により、自尊心の低下や生命の危機意識が低く、加害者との離別が決断しにくいのも事実です。DV発見者や情報を得た人が、相談機関へつなぐ体制の充実・強化が重要であり、被害者の置かれた心理状態を理解し、孤立を防ぎ切れ目ない支援が求められています。

家庭内で子どもが配偶者への暴力を目撃することで、子どもの心身の発達に悪影響を及ぼすことから、「児童虐待の防止等に関する法律」においては児童虐待の形態の1つに心理的虐待（面前DV）が定義されています。夫婦喧嘩を子どもが目撃した等による面前DVとして、警察から児童相談所への通告件数も年々増加傾向にあります。児童虐待が子どもに与える影響について啓発を行うとともに、子育てに関する相談窓口を周知することが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活不安・ストレスなどから、DVの増加・深刻化が懸念されています。生活上の様々な悩みや心配事について、身近な相談窓口の周知徹底を行い、相談体制の強化を進める必要があります。

#### DV相談件数

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
兵庫県	17,928	18,095	18,810	19,143	19,171
淡路島内	31	28	31	31	54
南あわじ市	14	7	9	14	13

#### 一時保護件数

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
兵庫県	174	145	136	115	106
南あわじ市	0	2	0	0	0

## 4 第1次DV計画の取り組みと検討課題

第1次DV計画では、DVが基本的人権を侵害する重大な問題であることの認識を深め、男女が人権感覚を高めることでどのような暴力も許さない社会となるよう、5つの基本課題を設定し、暴力を許さない環境づくりを進めるため、次のような取り組みを行いました。

基本課題1	政策の方向
DV防止に向けた教育・啓発の推進	①市民・企業に対する啓発 ②教育関係者及び若年層等への教育・啓発 ③医療・福祉関係者等に対する啓発

### 【取り組み】

- ・市広報誌、市ホームページにより市民へ啓発
- ・イベント及び研修時、啓発資料及び各種パンフレット配付による啓発
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、警察等と連携し街頭での啓発
- ・学校、保育所等を通じパンフレット等の配布による啓発
- ・医療機関関係者へDV認知時の対応について啓発資料を配付
- ・学校関係者に対するDV認知時の対応について研修の実施

### 【検討課題】

- ・市民に対して各種啓発を行ったが、研修会や講演会は開催出来なかった
- ・児童・生徒のいる保護者等には、様々な場面を通して啓発が行えているが、それ以外の市民への啓発機会は十分とは言えず、今後、市民全体の意識の醸成につながる啓発活動を進める必要がある
- ・緊急時は関係機関が連携し対応出来ているが、関係機関に対して対応方法に関する研修は十分に行えていない

基本課題2	政策の方向
相談機能の充実	①相談体制の充実 ②相談窓口の充実による早期発見

### 【取り組み】

- ・被害者のニーズに応じて漏れなく適切な相談窓口につなぐ体制が出来ている
- ・庁内及び外部関係機関（警察、兵庫県女性家庭センター、中央子ども家庭センター等）との連携により、切れ目ない支援体制の構築に努めた
- ・乳児全戸訪問、乳幼児健診、各学校・保育所等の家庭状況の把握により、被害者の早期発見に努めた
- ・「南あわじ市青少年なんでも相談」について、案内チラシを作成し、小中学生を通じて保護者へ配付及び子どもあんしんネットにより啓発



**【検討課題】**

- ・外国人へは、兵庫県作成の多言語版リーフレットを活用し周知に努めたが、市独自のリーフレット等は作成できなかった
- ・被害者の早期発見につながるよう、新たな窓口の拡大に取り組む必要がある

基本課題 3	政策の方向
緊急時の安全確保	①被害者の安全確保の徹底 ②被害者の情報管理の徹底

**【取り組み】**

- ・警察、兵庫県女性家庭センター等と被害者の安全確保について連携を取り、必要に応じて、一時保護施設まで同行支援を行った
- ・被害者からの申出に基づき、加害者等からの請求による住民票や戸籍の写しの交付や閲覧を制限するなど、被害者の安全確保のための情報保護について関係課へ周知徹底し、連携強化に努めた
- ・住民票を異動せず転校した場合には、転出先や居住地の情報管理を徹底し、関係自治体と連携して見守り支援を行った

**【検討課題】**

- ・緊急時は、関係機関が速やかに連携し対応することで、被害者の安全確保が徹底されたが、緊急時の対応方法について、各関係機関の役割を相互に理解し、より連携した対応に取り組む必要がある

基本課題 4	政策の方向
被害者の自立支援と生活再建の支援	①生活基盤を支えるための支援 ②住宅の確保に向けた支援 ③就業支援 ④子どもへの支援 ⑤高齢者・障害のある人への支援 ⑥外国人への支援 ⑦心理的ケアの充実

**【取り組み】**

- ・経済的支援が必要な被害者へは、生活困窮者自立相談支援事業及び生活保護制度等の経済的な支援につなげた。また、生活困窮者自立相談支援窓口を通じて、ハローワークと連携し、巡回相談等での就労活動の支援を行った
- ・住宅確保が課題となる被害者へは、市営住宅に関する情報提供や、入居の際にプライバシーに配慮した支援を行った
- ・ひとり親家庭へは、生活基盤の安定と自立に向けて、母子・父子自立支援員による就業支援を行った



- ・スクールカウンセラーが拠点校配置され、子どもの気持ちをケアしながら、専門機関へつなぐ等の支援を行った
- ・全中学校区にスクールソーシャルワーカーが拠点配置され、中学校区内の小学校にも対応し、相談窓口の充実を図った
- ・要保護児童対策地域協議会を活用し、複数の関係機関が連携し、必要な情報交換等を行い、支援を行った
- ・障がいのある方へは、障がい特性に応じた相談支援事業所へつなぎ、必要なサービスの提供を実施した
- ・保健師、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員が被害者の心理的ケアのため連携し、自立支援及び生活再建に向けて被害者のケアを行った

**【検討課題】**

- ・自力で行動できない被害者への同行支援について、今後具体的な体制づくりの検討が必要である
- ・被害者の住宅確保、住宅を借りるための敷金補償や、家賃の一部補助等の支援について、今後具体的な体制の検討が必要である
- ・自立や生活再建の過程において、被害者の置かれる心理的状況を理解し、支援者として心に寄り添った支援を心掛ける必要がある

基本課題 5	政策の方向
推進体制の充実	①被害者支援を担う関係者の人材育成 ②関係機関の連携・協力

**【取り組み】**

- ・県などが主催する研修会へ積極的に参加し、専門的な知識の向上に努めた
- ・庁内及び外部関係機関（警察、兵庫県女性家庭センター、中央こども家庭センター等）との連携により、切れ目ない支援体制の強化に努めた
- ・淡路地域DV防止ネットワーク会議へ参加し、各市の状況や具体的対応策を検討協議し、広域的な連携に取り組んだ

**【検討課題】**

- ・被害者支援、加害者への適切な対応等、DVに関する相談援助活動は、各支援者のこれまでの経験に頼っているところがある。相談援助技術の蓄積を進め関係機関で共通の援助方針を持って相談援助活動を進める必要がある
- ・必要に応じて庁内関係各課及び外部関係機関とのケース会議等を開催し、連携を図っているが、DV連絡防止会議は開催出来ていない

## 第3章 第2次DV計画の考え

### 1 基本理念

南あわじ市が目指す姿を規定する「第2次南あわじ市総合計画」においては、「だから住みたい 南あわじ～人がつながる 笑顔あふれる ふるさとづくり～」を将来像に掲げています。市民が安全に安心して暮らすことができる環境整備を進めていくために、3つのまちづくりの柱（政策の柱）を掲げ、「柱Ⅱ ひかり輝く人づくり」には、「男女共同参画社会づくりの推進」及び「人権と平和を尊重する環境づくりの推進」が基本施策として示されています。

また、「第2次南あわじ市男女共同参画計画」では、「男女がともに希望をもち自分らしく活躍できるまち」を基本理念として、基本目標の1つに「安心して暮らせる社会づくり」を定め、暴力根絶と人権の尊重のための取り組みを進めています。

「第2次DV計画」の基本理念は、これらの計画の掲げる理念等を踏襲し、人権侵害であるDVをなくし、全ての市民がいきいきと活躍し、安心して暮らせるまちを目指し、次のように定めます。

#### 【基本理念】

だれもが自分らしく安心して暮らせるDVのないまち

### 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、当初DV計画と同様に次の5つを基本目標として設定し、各種施策に取り組みます。

基本目標1 DVのない社会づくり

基本目標2 相談機能の充実

基本目標3 被害者の安全確保

基本目標4 被害者の自立支援と生活再建の支援

基本目標5 推進体制の充実

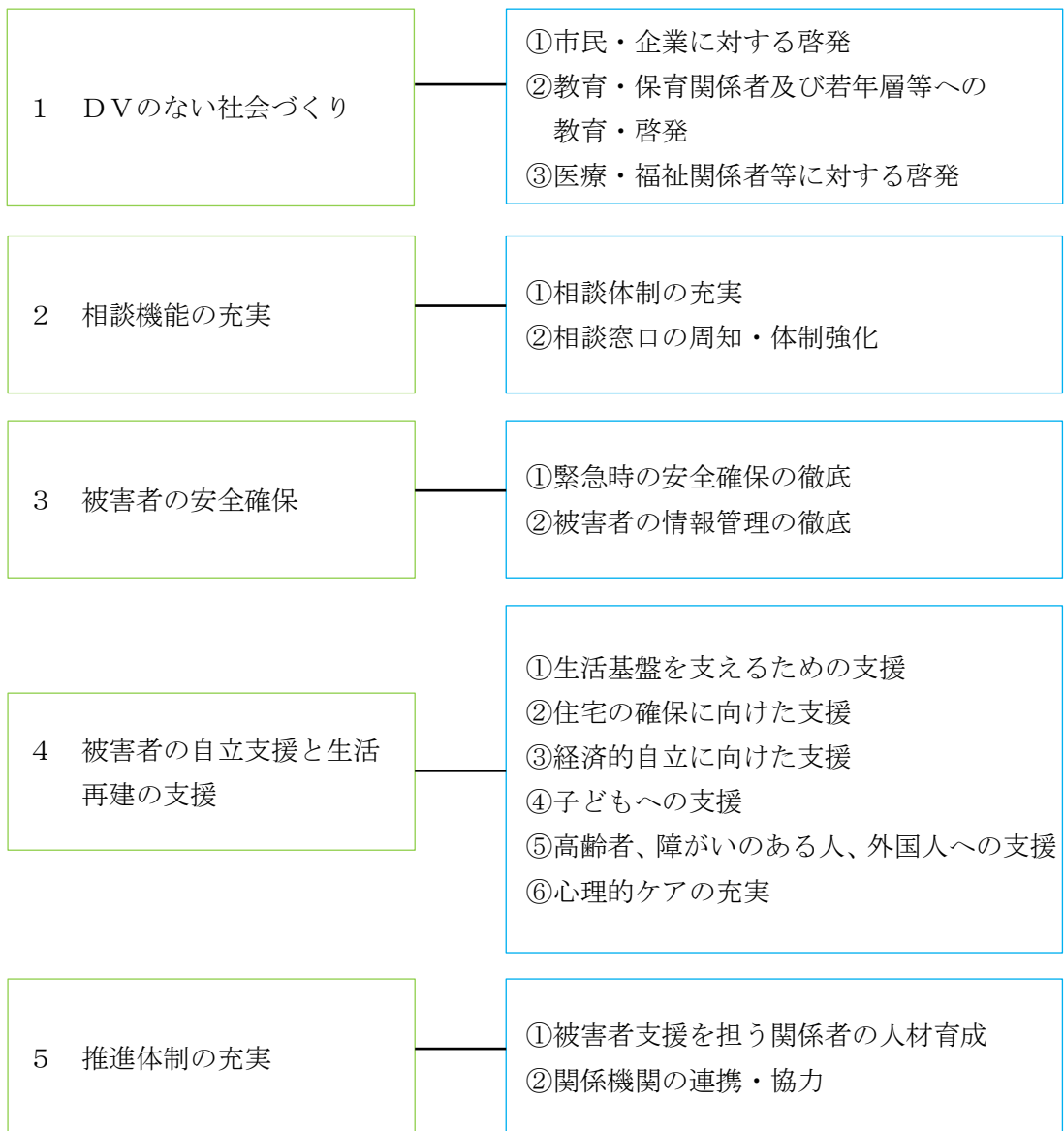
### 3 計画の体系

#### 【基本理念】

だれもが自分らしく安心して暮らせるDVのないまち

#### 【基本目標】

#### 【基本施策】



## 第4章 第2次DV計画の内容

### 1 基本目標 1 DVのない社会づくり

DVは、被害者本人からの訴えが基本であることや、外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、社会的にも個人や家庭の問題として矮小化される傾向があり、被害の多くが潜在化している可能性があります。

DVは配偶者間のみならず、交際相手との間（デートDV）でも同じように発生します。若年層に対しても「加害者にも被害者にもならない」ために、お互いを尊重し、認め合う関係を築ける教育が求められます。

本市では、「男女がともに希望をもち 自分らしく活躍できるまち」を基本理念に、誰もが「夢」をいただき、「思いやり」をはぐくみながら、「笑顔」あふれるまちづくりを進め、市民一人ひとりが自立した人間として、性別による差別を受けることなく、個性と能力を十分に発揮される平等な社会を目指し、男女共同参画を進めています。

あらゆる暴力を許さず、人権意識の醸成を図るため、市民に対して暴力を未然に防ぐための働きかけを行うとともに、学校教育や保育の場などで、命の大切さ、他人を思いやる心を養う教育を進めることが大切です。

DVや各種ハラスメントなど、あらゆる暴力を根絶し、人権侵害を許さない環境整備を進め、市民一人ひとりがともに尊重しあい、自分らしく暮らせる基盤づくりを進めていきます。

#### 【基本施策①】市民・企業に対する啓発

具体的施策	内容	担当課
市民への啓発	ホームページや広報誌への掲載、さんさんネットコミュニティチャンネルの活用、イベント、講演会等の機会を活用して、DVの認識を深め、暴力が人権侵害であることの啓発を行います。また市民の男女共同参画への理解を深めるとともに、意識醸成を図ります。	市民協働課 社会教育課 広報情報課 ふるさと創生課
企業への啓発	従業員への啓発パンフレット等を配布し、各職場でDV研修に取り組んでもらうよう、教材等について情報提供を行います。	商工観光課
研修の開催	地域においてDVを許さない市民意識を醸成するための啓発を行います。	市民協働課 社会教育課

【基本施策②】教育・保育関係者及び若年層等への教育・啓発

具体的施策	内容	担当課
児童・生徒への学習機会の提供	児童・生徒の発達段階に応じて、人権教育及び男女平等・男女共同参画の理念に基づいたDV予防の啓発を行います。	学校教育課
保護者への情報提供	DV・デートDVについて学ぶ機会を設け、家庭内でも話しあうための情報提供を行います。	学校教育課 社会教育課 子育てゆめらん課
教育・保育関係者等の研修	DV・デートDVについての正しい知識や対応についての研修等を実施し、防止啓発を推進します。 また、DV被害者に対する対応や秘密の保持等の研修を行います。	学校教育課 子育てゆめらん課

【基本施策③】医療・福祉関係者等に対する啓発

具体的施策	内容	担当課
医療・福祉関係者等の研修	医療関係者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員を含む福祉関係者等に対して、DVについての正しい知識や対応についての研修等を実施します。 また、被害者への二次的被害防止、被害者の安全やプライバシーへの配慮のための研修会を実施します。	福祉課 長寿・保険課

## 2 基本目標 2 相談機能の充実

DVは、被害者の心身に大きな危害を与え、時には生命も脅かす犯罪となる行為に至ることもあり、早期発見が大変重要です。被害者は配偶者からの報復や家庭の事情等、様々な理由により相談や保護を求めることをためらう場合もあります。被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促す必要があります。被害者が、安心して適切な相談を受けられる体制を整備し、その相談窓口を広く市民に周知することが重要な課題です。

高齢者、障がいのある人、外国人など、全ての市民が安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携強化に取り組み、身近な相談窓口として切れ目のない相談体制強化を進めていきます。

### 【基本施策①】 相談体制の充実

具体的施策	内容	担当課
早期発見と相談体制の充実	被害者からの相談のネットワーク化など既存体制の連携をさらに強化し、庁内と外部関係機関（警察、兵庫県女性家庭センター、中央こども家庭センター等）との連携を強化し、必要時には、法テラス等に引き継ぐなど切れ目のない相談体制を構築します。	子育てゆめらん課

### 【基本施策②】 相談窓口の周知・体制強化

具体的施策	内容	担当課
相談窓口の周知	広報誌、各種情報誌、ホームページ等への掲載により、相談窓口の周知を行います。	子育てゆめらん課
相談窓口の拡大・早期発見への取り組み	既存の相談窓口だけでなく、乳幼児健康診査や幼稚園等への“お出かけ相談”など、適宜相談窓口を拡大します。 さらに、乳児全戸訪問や乳幼児健康診査等、既存の施策の中で、DV被害者の早期発見に努めます。 また、託児支援、同行支援等に取り組みます。	健康課 子育てゆめらん課

校内での相談体制の確立	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置により、子どもが相談しやすい校内の相談窓口の周知と充実を図り、DVの発見につなげます。	学校教育課
子ども等に対する相談窓口等の周知	児童生徒を通じてチラシを配布し、子ども等が相談しやすいように相談窓口を周知します。	学校教育課 子育てゆめるん課 体育青少年課
障がい者世帯における相談窓口の充実	障がい者世帯における保護及び相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携、地域のネットワーク等を活用し、支援や制度についての情報を提供します。	福祉課
高齢者世帯における相談窓口の充実	地域包括支援センターやケアマネジャーと連携し、高齢者虐待の実態の把握に努め、関係機関との連携を強化します。 DVがある場合には、緊急的分離や生活（生活費）の確保、被害者の心理的ケア等の支援を行います。	長寿・保険課
外国人への周知	ホームページ、多言語版リーフレット等を活用し、周知を図ります。また、外国人相談者の通訳支援等に取り組みます。	市民協働課



### 3 基本目標 3 被害者の安全確保

DV被害者の保護を行う上で、被害者の安全確保が最も重要であり、兵庫県女性家庭センターや警察との連携を図り、被害者を危険から緊急避難させ、被害者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができる気持ちを持てるようにすることが必要です。

一時保護や緊急避難を行う場合は、警察や兵庫県女性家庭センターの協力が必須となるため、日頃から連携を密にし、緊急時の対応に備えます。

#### 【基本施策①】 緊急時の安全確保の徹底

具体的施策	内容	担当課
一時保護施設等の入所支援	関係機関と迅速に連携、協力して被害者の安全確保を図ります。必要に応じて、一時保護施設まで同行支援を行います。	子育てゆめらん課 福祉課 長寿・保険課
児童虐待への対応	中央こども家庭センターと連携を図り、迅速な対応を行います。	子育てゆめらん課 学校教育課

#### 【基本施策②】 被害者の情報管理の徹底

具体的施策	内容	担当課
住民基本台帳等手続き上の個人情報管理の徹底	被害者の申出により、住民基本台帳閲覧等に対する制限を徹底する等、被害者の情報が流出しないよう対応します。	総合窓口センター
個人情報管理の徹底	被害者の個人情報の保護を念頭に、関係機関への迅速な情報提供を行います。他市町との連絡においても、個人情報の管理を徹底します。 また加害者からの追求に対し、被害者保護の観点から、加害者側の問合せに答えないなど、関係機関が連携して対応します。	子育てゆめらん課 学校教育課 福祉課 長寿・保険課
学校・保育関係者等の守秘の徹底	住民票を異動せずに転校・転園した場合には、被害者の子どもの情報管理を徹底し、見守っていきます。	学校教育課 子育てゆめらん課

## 4 基本目標 4 被害者の自立支援と生活再建の支援

DV防止法では、「福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされています。

DVによる被害は長期にわたり心身に様々な影響を及ぼすことから、DV被害者の意向を尊重しながら、心身の健康の回復に向け、継続的な心理的ケアの充実を図ることが重要となります。また、被害者の自立促進に向けて生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、被害者本人の意思を尊重し、その立場にたって、就業の支援、住宅確保の支援など、自立支援の各段階において、関係各課が相互に連携した支援が必要です。

本市では、子育てゆめるん課に母子・父子自立支援員と家庭児童相談員を、健康課、福祉課、長寿・保険課に保健師を配置して、庁内で連携の上DVの相談支援及び児童虐待や様々な家庭内の問題への対応にあたっています。児童虐待相談件数や家庭児童相談件数は、年々増加していますが、DVが起きている家庭では、児童虐待が同時に行われている場合もあります。

高齢者、障がいのある人、外国人など、それぞれの状況に配慮した自立支援と生活再建の支援に関係機関が連携して取り組みます。

### 【基本施策①】生活基盤を支えるための支援

具体的施策	内容	担当課
制度を利用した支援	ひとり親家庭、高齢者、障がいのある人など、被害者の個々の状況に応じた支援を行います。	子育てゆめるん課 福祉課 長寿・保険課
相談しやすい窓口	国民健康保険や国民年金の手続き、住所異動等について、プライバシーに配慮して被害者が相談しやすい窓口にします。	総合窓口センター
同行支援への取り組み	自力で行動できない被害者支援として、同行支援の体制づくりに取り組みます。	子育てゆめるん課 福祉課 長寿・保険課

基本目標 4 被害者の自立支援と生活再建の支援

【基本施策②】住宅の確保に向けた支援

具体的施策	内容	担当課
住宅の確保の支援	被害者からの相談内容に応じて、市営住宅の募集や入居について情報提供を行い、被害者が必要な要件について十分理解できるよう説明を行います。また、住宅を借りる際には、DV被害者のプライバシーに配慮した支援を行います。	建設課
経済的支援への取り組み	DV被害者の住居の確保、住宅を借りるための敷金補助や、家賃の一部補助等の検討課題について、被害者の立場に立って取り組んでいきます。	子育てゆめらん課 福祉課

【基本施策③】経済的自立に向けた支援

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画センター等との連携による支援	就労支援相談等を実施し、就業についての助言や連絡調整などの支援の充実を図ります。また、ハローワーク（マザーズハローワーク）と連携して情報提供等を行います。	子育てゆめらん課 福祉課
支援給付金制度の周知	ハローワークの「訓練・生活支援給付金」等制度の利用について、被害者へのわかりやすい周知を行います。	子育てゆめらん課 福祉課
ひとり親家庭への支援	生活基盤の安定と自立を目指し、児童扶養手当等の経済的支援と自立支援教育訓練給付金事業等を活用した就業支援を行います。	子育てゆめらん課
保育施設の受け入れ支援	DV被害者の就業活動を支援するため、保育施設での受け入れをします。	子育てゆめらん課

【基本施策④】子どもへの支援

具体的施策	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会による支援	南あわじ市要保護児童対策地域協議会で具体的な支援方法・内容の検討を行い、関係機関が連携を強化し、見守りや支援を行います。	子育てゆめらん課 健康課 学校教育課

就学・保育に関する支援	子どもの就学や保育についての情報など、被害者の立場に立った情報の提供を行います。	学校教育課 子育てゆめるん課
-------------	--	-------------------

【基本施策⑤】 高齢者、障がいのある人、外国人への支援

具体的施策	内容	担当課
高齢者への支援	介護支援サービスの利用などの助言や情報提供を丁寧にわかりやすく行います。	長寿・保険課
障がいのある人への支援	障がいのある人に対して、必要な情報をきめ細やかに提供し、支援を行います。また、障害者地域生活相談支援センター等の相談窓口の周知も行います。	福祉課
外国人への支援	ひょうご多文化共生総合相談センターの多言語電話通訳サービス等を活用し、相談内容に応じて適切に支援を行います。	各課

【基本施策⑥】 心理的ケアの充実

具体的施策	内 容	担当課
メンタルヘルスケアの充実	保健師、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員によるケアを実施します。	健康課 子育てゆめるん課

## 5 基本目標 5 推進体制の充実

DV被害者の適切な支援を行うためには、被害者支援を担う関係者がDVの特性をより深く理解し、いかなる暴力も許さないという共通認識を持ち、日々の相談や一時保護、自立支援など様々な段階で緊密に連携することが重要です。

DV防止と被害者からの相談や支援などの充実のため、関係者の資質向上と庁舎内の体制整備及び関係機関との密接な連携を進めていきます。

### 【基本施策①】被害者支援を担う関係者の人材育成

具体的施策	内容	担当課
支援者等関係者の資質向上と安全確保	相談員等が安心して援助に取り組めるよう、定期的に研修等を実施し、技能向上やセルフケアのための研修会への参加を充実します。相談員等の安全確保に努めます。	子育てゆめりん課

### 【基本施策②】関係機関の連携・協力

具体的施策	内容	担当課
関係機関とのネットワーク強化	庁内関係各課や警察、県立女性家庭センター、中央こども家庭センター、民間支援団体等関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制をつくります。	子育てゆめりん課
広域的連携	「淡路地域DV防止ネットワーク会議」へ参加し、淡路島地域の連携を強め、市町の枠を超えた関係機関の広域的な連携に取り組めます。	子育てゆめりん課
DV相談窓口連携体制の構築	庁内関係課及び警察等との情報共有と連携を図る体制を構築し、DV相談者への迅速かつ的確な対応を目指します。	市民協働課
DV対応に関する知識の共有	被害者への支援、加害者への適切な対応等、DV対応における知識や対応方法について、マニュアル等を作成し、関係機関で共有を行います。	子育てゆめりん課

## 6 計画の進行管理

本計画の内容については、具体的施策ごとに担当課が実施内容又は目標等を設定し、毎年度それらに対する実施状況の把握・検証を行います。



## 第2次南あわじ市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

令和3年3月

発行：南あわじ市 市民福祉部 子育てゆめるん課

〒656-0492

兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

TEL：0799-43-5219

FAX：0799-43-5319